

広島県公立中学校長会教育ビジョン

**～未来に光り輝く
子供たちのために～**

令和3年3月（改訂版）

広島県公立中学校長会

目 次

あいさつ

広島県公立中学校長会会長……………	1
-------------------	---

第1章

広島県公立中学校長会教育ビジョンの基本的な考え方……………	2
-------------------------------	---

第2章

教育ビジョンの柱

1 教職員の人材育成と働き方改革の推進……………	4
2 「主体的・対話的で深い学び」の創造……………	5
3 キャリア教育の充実……………	6
4 生徒指導の充実……………	7
5 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実……………	8

参考資料・参考文献……………	9
----------------	---

あいさつ

広島県公立中学校長会（以下「県中校長会」とする）は、「校長としての職能の向上と教育の振興発展」を目的として、昭和45年に発足しました。以来、先輩校長の方々のご尽力により、それぞれの時代の教育課題に対し全県一丸となって取り組む中で多くの成果を残してきました。職種上の単独職である「校長」として日々の不安や悩みは多く、その重責を担うには、確かな学校経営力、その時代の教育課題に対する的確な判断力が問われます。そうした中、各種研修会や研究大会、情報交換の場など、県中校長会のこれまでの取組は非常に有意義なものであり、現在の県中校長会の活動へとつながっています。

さて、令和元年度、県中校長会は組織的に大きな変化を迎えました。組織をスリム化し、効率的で機動性の高いものとするため、規約改正を行い、郡市校長会などを単位とした組織加盟としました。また、60校を超える広島市公立中学校長会が本会に加盟しないことが決定したことも大きな変化でした。

さらに、近年、中学校教育を取り巻く環境にも多くの変化が見られます。教職員の大量退職に伴う若い世代の教職員の人材育成、新学習指導要領の全面実施と学習評価、公立高校の入試改革への対応、「勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた「働き方改革」への取組など、数々の課題に直面しています。加えて、新型コロナウイルス感染防止への対応も、今後の学校経営に大きな影響を与えることは必至です。

このような課題や変化に対して、県中校長会として組織的に取組を進めていく場合に必要不可欠となるものが、取組の方向性の共有であり、それを明文化したものが「県中教育ビジョン」です。当然のことながら、このビジョンは中長期的な展望にたって示される必要があるとともに、県教育委員会の施策や全国的な組織である全日中校長会（以下「全日中」とする）の方針と連動していることも重要です。全日中では、令和2年5月、10年ぶりの改訂版となる「全日中新教育ビジョン—学校からの教育改革—」を策定し、「10の提言」として学校が取り組むべき具体的な事項が示されております。

これらを踏まえ本教育ビジョンは、これまでの取組の継続性を踏まえつつも、新たな教育課題に対して的確な方向性を示すべく項目と内容を整理しました。県内の各郡市等中学校長会を中心に、県内の中学校が一丸となって教育課題に「挑戦」し、「広島で学んでよかったと思える日本一の教育県」の実現に向けた取組が一層前進することを期待しています。

おわりに、本教育ビジョンの改訂にあたり、ご指導をいただきました関係者の方々に心からお礼申し上げますとともに、今後の県中校長会及び広島県教育がますます発展しますことを祈念してご挨拶いたします。

令和3年3月

広島県公立中学校長会会長 舛金 智秋

第1章 広島県公立中学校長会教育ビジョンの基本的な考え方

1 中学校教育の責務

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。特に、義務教育の最終段階を担う中学校教育には、将来をたくましく生きていく基礎を培い、それぞれの分野で活躍できる基盤となる力を育成する責務がある。

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代にあつて、学校教育には、子供たちが社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが求められている。

2 広島県教育の現状と課題

本県では、平成10年の当時の文部省是正指導（※参考資料）以降、県民に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできた。その結果、校長権限が確立されるなど、適正な学校運営が行われるようになるとともに、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実な成果があらわれてきた。今後、一層の充実・改善を図るためには、個々の教職員の力が十分に引き出され、信頼関係に基づいた自由な雰囲気、自由闊達に議論や意見の交換ができる学校になることや校長のリーダーシップの下、児童生徒を起点とし、教職員一人一人が主体として自立的に学校経営に参画し、生徒の成長につながることを考えて組織的に動けることの視点をもつことが必要である。

しかし、近年、教職員の大量退職・大量採用に伴う急速な世代交代が進む中、中堅の教員層の減少に伴う若手教職員の育成とミドルリーダーの育成、経験豊かな教職員の指導技術の伝承等、次代を担う人材育成は喫緊の課題となっている。一方、働き方改革については、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部改正に伴い、各市町で規定された教育職員の在校等時間の上限の中で、教育の質の向上を図りつつ、教職員一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりの推進を図ることも求められている。

また、「基礎・基本」の定着においては一定の成果は見られるが、学年が上がるにつれて、学習意欲が低くなる傾向が見られることや、知識・技能を活用し課題を解決するための思考力・判断力・表現力において課題があることなどが明らかになっている。これらの課題を解決するために、各学校では、広島県教育委員会が国にさきがけ、平成26年12月に策定した「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づく実践を展開するとともに、新学習指導要領に示された内容の具現化を進めている。

次に、県内中学校の生徒指導の現状については、暴力行為発生件数、いじめ認知件数、不登校生徒数のいずれも増加傾向にある。いじめ防止への対応では、各学校において、いじめ防止対策推進法に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、生徒指導体制を確立し、いじめ防止委員会を中心とした取組を体系的・計画的に進めているところである。生徒指導上の諸問題において特に深刻な課題としては、各

校種で近年増加している不登校生徒への対応があげられる。その要因や背景は多様であるが、生徒が学校へ来ていないという事実から、各学校が教育の在り方を問い直し、不登校の解決に向けて「不登校を未然に防止する取組」と「不登校生徒の社会的自立をめざした指導と支援」の二つの視点による組織的な取組の充実が求められている。また、SNSやインターネット利用における課題への対応や性同一性障害や性的志向・性自認に対するきめ細かな対応など、社会の変化と子供たちの実態、時代の要請に伴う新たな課題にも直面している。

さらに、今日の急激な社会変化や生徒の発達上の課題を考えると、キャリア教育の果たす役割も大きい。広島県では、令和5年度からの公立高等学校入学者選抜制度の改善に伴い、これからの社会で活躍していく子供たちに、15歳の段階で、特に身に付けさせたい力を「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」と示している。これらの力を育成するために、各学校では、キャリア教育の視点に立った組織的・系統的な進路指導、生徒一人一人の心に寄り添う進路指導やキャリア・カウンセリングの充実を目指して取り組んでいる。しかし、キャリア教育に関する研修やキャリア教育を体系的に進めるための校種間連携などは学校間で取組の格差が大きい。喫緊の課題であった中学校卒業後の進路未決定については、平成22年3月末の進路未決定者514人に対して、令和2年3月末は102人と年々減少しているが、特別支援学級在籍生徒や不登校生徒、外国籍生徒の進路決定について大きな課題がある。

最後に、こうした教育課題を解決するためには、家庭・地域・関係諸機関・同校種・異校種間の相互理解・連携・協働が必要不可欠である。よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すよう、校長として縦横に視野を広げたマネジメント力が求められている。

3 教育ビジョン5つの柱

これまでの実践における成果と課題を整理するとともに、令和3年度に全面実施の新学習指導要領や令和2年に策定された「全日中新教育ビジョン- 学校からの教育改革-」を踏まえ、県中校長会として次の5点を新たな教育ビジョンの柱とする。

なお、変化の激しい時代にあって、教育を巡る状況も大きく変化していくことを考え5年を目途に見直しを行い、必要に応じて改訂することとする。

- 1 教職員の人材育成と働き方改革の推進
- 2 「主体的・対話的で深い学び」の創造
- 3 キャリア教育の充実
- 4 生徒指導の充実
- 5 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

これまで県中校長会は、広島県教育委員会の指導のもとに、「『知・徳・体』の基礎・基本の徹底」をはじめとする様々な教育課題や全日本中学校長会からの提言を受けた取組など、組織をあげて展開してきた。

今後も、次代への見通しをもって課題に取り組む「先見性」、共に支え合い、学び合い、高め合う「結束力」、諸課題の解決に向けて着実に取り組む「行動力」の3つの力を高めながら、先に掲げた教育ビジョンの5つの柱を中心に、関係機関と密接に連携した取組を展開し、次代を担う生徒の育成に邁進しなければならない。

第2章 教育ビジョンの柱

1 教職員の人材育成と働き方改革の推進

教職員一人一人の倫理観を高めサービス規律を確立するとともに、資質・能力の向上と使命感の高揚を図り、次代を担う人材を育成する。

また、働き方改革の推進に向け、学校における組織マネジメントの確立、教職員の働き方改革に対する意識の醸成等に取り組む。

(1) 現状分析と課題

県内の各学校では、教職員の大量退職・大量採用に伴う急速な世代交代が進んでおり、次代を担う人材育成が喫緊の課題となっている。教職員の年齢構成の二極化が進むにつれ、学校現場においては、先輩教職員から学校運営に関する知見を獲得したり、経験を継承したりしていくことが困難になりつつある。管理職に登用される世代の若返りも徐々に進んでおり、ますます高度化・複雑化している課題に対応するためには、中堅教員に対しても、次代の管理職を見据えた学校経営能力の育成に取り組んでいかなければならない。

一方、教職員への懲戒処分件数は、各学校における不祥事防止に向けた様々な取組により、ここ数年減少傾向ではあるが、未だ根絶には至っておらず、県民からの信頼を回復していくには道半ばの状況となっている。

また、国や県は働き方改革についての方針等を策定し、更に、令和元年12月に、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部を改正する法律が可決、成立し、平成31年1月に策定された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされた。そのような状況の中、平成30年度の教員勤務実態調査の結果では、県内の中学校教諭等の1週間当たりの学内勤務時間の平均は64時間であり、60時間以上（時間外勤務が月当たり80時間以上に相当）の割合が63.7%である。部活動指導の在り方を含めた更なる働き方改革の推進も、喫緊の課題となっている。

(2) 取組の方向性

- ① 教職員個々に作成した人材育成計画や業績評価（自己申告）書を通して、教職員個々の学校経営への参画意識を高め、広島県教員等資質向上指標等を活用しながらキャリア育成や職能成長をどのように図るかを常に意識しながら、指導・助言する。
- ② サービス規律の確立に向けて、面談等を通じて教職員の状況や悩み等をしっかりと把握するとともに、教職員同士がコミュニケーションをしっかりととり、何でも指摘・相談し合える関係を日頃から構築していく。
- ③ 働き方改革の推進に向けて、その実現に係る目標を学校経営計画の項目の一つに設定し、仕事と生活の調和及び効率的に教育の質的向上を図る取組を全校で進めていく。また、勤務時間管理を適切に行いながら、教職員自身の見通しをもった校務処理などタイムマネジメント力を高めていく。

このような取組により、教職員一人一人の人材育成を行いながら、教職員による不祥事の根絶を目指していく。また、働き方改革を推進させることにより、教職員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校を創っていく。

2 「主体的・対話的で深い学び」の創造

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習過程や成果を評価するなど「授業改善」と「評価の改善」を両輪とした取組を推進する。また、校内研修等において各教科等の見方・考え方を働かせながら目標の実現に向けた学習状況を把握するための学習評価の妥当性や信頼性を高めるなど「学習評価の充実」を図る取組を推進する。

(1) 現状分析と課題

各校において、令和元年度全県展開された「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を踏まえ、令和3年度からの新学習指導要領の全面実施に向けて、「主体的・対話的で深い学び」を創り出すための授業改善及び指導と評価の在り方について取組を進めている。

令和元年度県中学校長会教育研究委員会は、「主体的・対話的で深い学びを創り出すための授業改善の在り方」について調査・研究を行った。アンケート結果によれば「『主体的・対話的で深い学び』が具体的に理解（イメージ）できない」が34%、「授業改善の取組が日々の授業につながりにくい」が30%という課題が浮き彫りとなった。評価については、教員の評価に対する理解不足を課題にする学校が40%、「関心・意欲・態度」の評価や評価材を課題とする学校が23%ある。以上のことから、新学習指導要領における資質・能力の三つの柱「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、研修の充実が必要である。令和元年度より先行実施している「特別の教科 道徳」の評価については、授業観察や生徒の発言等を評価材としており、今後具体的な見取の方法について校内研修と授業研究をあわせて実施していくことが求められている。

また、GIGAスクール構想の推進により、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現と感染症拡大防止、災害対応による休校になった場合の学習の保障等、ICT活用指導力の向上、情報モラル教育などの研修を進めていく必要がある。

(2) 取組の方向性

- ① 資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを確立して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視した授業改善に向けて、個別最適な学びや協働的な学びを創造するICTの活用に取り組む。
- ③ 改訂された観点別評価の趣旨の理解及び目標に準拠した評価の妥当性と信頼性を高める取組を一層進め、学習評価の改善とその研修の充実を図る。
- ④ 考え、議論する活動等を通して、生徒一人一人が自己の生き方について考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる「特別の教科 道徳」の充実を図る。

このような取組により、基礎・基本の定着に加え、新学習指導要領並びに「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で求められている資質・能力（知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力・人間性等）の育成を目指した「授業改善」を推進する。

3 キャリア教育の充実

生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる。

(1) 現状分析と課題

令和3年度から全面実施となる新学習指導要領において、キャリア教育及び進路指導について「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特性に応じて、キャリア教育の充実を図ること」、「生徒自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと」が示された。また、平成29年には、広島県教育委員会から、県内の全教職員が生徒の心に寄り添った進路指導を常に意識し、「キャリア教育の視点に立った進路指導とは何か」を共通理解し、全县を挙げて取り組むために、「中学校における進路指導の手引き」が示された。

これまで県内の各学校では、キャリア教育の全体計画の策定や基礎的・汎用的能力の視点での教育計画の見直しを図り実践を行ってきた。また、中学校卒業時点における進路未決定者の状況についても、県公立学校校長会連合会に進路指導対策特別委員会を設置するなど、小・中・高・特別支援学校が連携して進路未決定者の減少に取り組んだ結果、平成22年3月末時点において514人であった進路未決定者は確実に減少し、令和2年3月末時点において102人となった。

一方、令和元年度県中校長会進路指導委員会アンケートでは、キャリア教育に関する評価について「評価を受けての改善ができている」の肯定的回答が62%、「異校種間の連携ができている」の肯定的回答が38%のように、PDCAサイクルによる改善や校種間の連携については一層の充実を図る必要がある。

さらに、広島県教育委員会は、「広島県の15歳の生徒にどのような力を付けさせたいか」という観点から入学者選抜制度の改善に取り組み、令和5年度入学者選抜から新しい制度の実施を予定している。このように、これからの社会で活躍していく子供たちには、15歳の段階で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を育成することが求められている。

(2) 取組の方向性

- ① 基礎的・汎用的能力を基に、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を具体的に設定し、実践を通して評価する。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえ、教科の学びが世の中と繋がっていることを生徒が実感できるよう、産業界等と連携・協力した取組の充実を図る。
- ③ 小学校及び高等学校等における指導内容等を踏まえ、中学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにして、キャリア教育を展開する。

このような取組により、自己の個性を理解し、自己実現への意欲を高め、主体的に進路選択できる生徒を育成する。

4 生徒指導の充実

生徒の自己指導能力を育成するため、生徒指導の三機能を生かした積極的生徒指導を行うとともに、生徒一人一人が安心して過ごし力を伸ばすことができる学校づくりを目指し、組織的な取組を推進する。

(1) 現状分析と課題

広島県の生徒指導上の諸課題を分析すると、中学校における暴力行為発生件数については、平成22年度をピークに1,000件を超えていた時期もあったが、その後はやや減少し、平成27年度～29年度は600件台となった。しかし、平成30年度は868件、令和元年度は955件となり、3年連続で増加している。いじめの認知件数は、平成26年度～平成28年度は600件台で推移していたが、平成29年度が1,202件、平成30年度が1,875件、令和元年度が2,001件となり、4年連続で増加している。不登校生徒数については、平成26年度～平成29年度は2,000人台前半で推移していたが、平成30年度が2,438人、令和元年度が2,631人となり、6年連続で増加している。いじめの認知件数の増加については、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果という肯定的な評価もできるが、暴力行為発生件数、いじめの認知件数、不登校生徒数のいずれも増加傾向にあることから、今一度、こうした生徒指導上の諸問題の背景を見つめ直し、生徒一人一人が輝くことのできる学校づくりに努めなければならない。

さらに、携帯電話等でのSNSやインターネットの利用における課題への対応や性同一性障害や性的志向・性自認に対するきめ細かな対応も求められている。

これからの予測が困難な時代をたくましく生き抜くためには、生徒に道徳性を養うとともに、自ら考え判断し、行動し、生徒自ら自己実現を図っていくための自己指導能力を育成することが求められる。生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもつという生徒指導の三機能を生かすとともに、すべての教職員がそのことについて共通認識をもち、組織的・継続的に取り組むことができる協働態勢づくりを推進することが大切である。

また、小学校においても生徒指導の諸問題が増加傾向にあることから、小・中学校における校種間の連携、関係機関との連携を密にしていかなければならない。

(2) 取組の方向性

- ① 全ての教育活動において、生徒指導の三機能を生かした取組を推進する。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心とした取組を組織的・計画的に進めるとともに、家庭や地域との連携を綿密に行う。
- ③ 「不登校を未然に防止する取組」と「不登校生徒の社会的自立を目指した指導と支援」の二つの視点で取組を推進する。
- ④ 社会の変化と子供たちの実態、時代の要請に伴う生徒指導上の課題に対する取組を推進する。
- ⑤ 障害のある生徒の自立や社会参加を図るために、学びの場の充実や校種間の接続・関係機関との連携などの支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図る。

このような取組により、生徒一人一人に対して自己指導能力の育成を目指すとともに、生徒一人一人が安心して過ごし力を伸ばすことができる学校づくりを目指し、組織的な取組を行い、生徒指導の充実を図る。

5 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

学校は、家庭・地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、教育活動の充実を図り、21世紀を生き抜くための力を社会全体で育成する。

(1) 現状分析と課題

今日、学校教育内外には、不登校、いじめ、SNSに起因する問題をはじめ、学校が抱える課題は、より複雑化、困難化し、家庭や地域の理解・協力なしでは解決できない状況にある。

これらの要因としては、少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会の変化や、人間関係の希薄化、地域社会のつながりや支え合いの希薄化などにより家庭や地域における教育力の低下などが考えられる。こうした状況の中で、子供たちがこれからの時代を生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など、「生きる力」の育成が求められているところである。

また、広島県では台風や豪雨による自然災害により大きな被害に見舞われ、学校・家庭・地域における防災教育の重要性が高まっており、生涯にわたって災害に適切に対応できる能力を育て、「生きる力」を育むために、家庭や地域における実践的な教育活動も求められている。

このような課題を解決するためには、学校内において、教師とは異なる知見をもつ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校体制を組織するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの果たすべき役割を分担し、子供たちの教育に取り組んでいくことが重要であるため、学校が核となり家庭や地域を教育の場に取り込んでいくことが必要である。

とりわけ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人材・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していかなければならない。

(2) 取組の方向性

- ① 学校の教育目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と共にある学校を実現するために「社会に開かれた教育課程」を編成・実施する。
- ② 学校が抱える課題を解決するため、校長のリーダーシップのもと教職員や多様な専門性をもった人材を配置して「チーム学校」を組織していく。
- ③ 学校の教育活動等について、学校だよりやホームページなどに掲載するなど、積極的な情報発信に努める。
- ④ 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」や「地域学校協働活動」などの地域との連携・協働の取組について研究を深める。
- ⑤ 災害安全に関する組織活動において、家庭や地域と連携した指導の機会の充実を図る。

このような取組により、学校と家庭・地域において、役割・責任の自覚と相互の連携・協働を推進する。

※参考資料

是正指導とは

平成 10 年 5 月 20 日、広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、文部省（現文部科学省）から本県並びに福山市の教育について、教育内容関係 7 項目、学校管理運営関係 6 項目において、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適正な実態があり、是正を図るとともに、少なくとも 3 年間、是正状況を報告するよう指導（是正指導）を受けた。

是正指導を受けて以降、県教育委員会は、法令等を遵守することを通して教育の中立性を確保し、職員団体等との適正な関係を確立するとともに、市町村教育委員会及び校長会との連携を強化し、その信頼関係を確かなものにしなげら、校長権限の確立、ひいては県民から信頼される法令等に則った公教育の確立に努力してきた。

また、県民、保護者に対し是正状況を明らかにするため、教育委員会会議及び県議会文教委員会において是正状況を報告するとともに、その内容を逐次ホームページなどに掲載するなど、公開性を重視して取り組んだ。

是正指導指摘項目

【教育内容関係】	【学校管理運営関係】
<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱 ○人権学習の内容 ○道徳の時間の名称、その指導内容 ○国語の時間割 ○小学校の音楽での国歌「君が代」の指導 ○授業時数及び単位時間 ○指導要録の記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員の勤務及び勤務時間管理 ○主任等の命課の時期及び人選 ○主任手当の拠出 ○職員会議の運営の実際等 ○学校運営に係る校長と職員団体学校分会との確認書等の状況 ○市町村立学校の管理運営に関する県教委の取組状況

参考文献

- ①全日本新教育ビジョンー 学校からの教育改革ー （全日本中学校長会 令和 2 年）
- ②中学校教育に関する調査 （全日本中学校長会教育情報部 令和 2 年）
- ③中学校学習指導要領（平成 29 年告示） （文部科学省 平成 29 年）
- ④中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編 （文部科学省 平成 29 年）
- ⑤学習の評価の在り方ハンドブック （文部科学省 令和元年）
- ⑥中学校キャリア教育の手引き （文部科学省 平成 23 年）
- ⑦学校防災のための参考資料 「生きる力」を育む防災教育の展開 （文部科学省 平成 25 年）
- ⑧生徒指導提要 （文部科学省 平成 22 年）
- ⑨広島県教育に関する大綱 （広島県 平成 28 年）
- ⑩令和 2 年度広島県教育資料 （広島県教育委員会 令和 2 年）
- ⑪生徒指導のてびき（改訂版） （広島県教育委員会 平成 22 年）
- ⑫平成 30 年度教員勤務実態調査集計結果 （広島県教育委員会 令和元年）
- ⑬中学校における進路指導の手引き （広島県教育委員会 平成 29 年）
- ⑭広島県特別支援教育ビジョン （広島県教育委員会 令和 2 年）
- ⑮平成 30 年度・令和元年度研究集録 （広島県公立中学校長会）